

オーガスチンの まなざし



主教 小林 尚明

『横浜教区教役者 リトリート』

5月30日(火)～31日(水)、東京三鷹にある「ナザレの家(元修道院)」で行われたリトリートの指導に行ってきました。今回のテーマは、「キリストの弟子として生きる」。三回の時間をどう組み立てるか。

第一講話は、私の幼児洗礼から、青年時代、そして、教役者・キリストの弟子として何をして来たのかをお話しました。

第二講話の時間は、四人の漁師の召命物語を味わいながら「なぜ皆さんがイエス様に従ったのか、今何を神様が皆さんに求めておられるか」を発表していただきました。実に様々な体験を聞かせていただき、私の

方も神様が教役者をお呼びになる方法の豊かさを教えていただき、時間が足りないうほどでした。

そして、第三講話は、どういうイエス様の弟子(信徒)を養成すべきなのかをお話しました。昨年夏行われたランバス会議での「弟子であること」のランバス・コールから「宣教の五指標」の中の神の国の福音を伝え、証しのできる弟子、愛の奉仕によって人々の必要に応答できる弟子を目標としましょう、とお話しました。

この「弟子であること」は、2016年ACC(全聖公会中央協議会)16から養成期間が始められ、2026年のACC19までの10年間を予定されています。あと3年です。昨年のランバス会議の後、他のコールと共に、今年2月に行われたACC18を経て、最終版が確定され、各教会に届きます。この「弟子であること」を学びつつ、信仰生活を過ごしましょう。

(神戸教区主教)

ハラスメント対策委員会より ①

神戸教区のホームページにハラスメント相談のバナーが設けられているのをご存知でしょうか?神戸教区ハラスメント対策委員会では相談に対応するため①ホームページ上の相談窓口②郵送での相談窓口③提携弁護士への電話相談窓口を設けています。(各窓口の仕組みは次稿で説明予定です。)

現在、『ハラスメント』という表現は様々な形で使われています。1970年代からハラスメントという言葉が認知され始め、女性の社会進出や働き方改革が本格化するとともに1989年セクハラ、2001年パワハラ、2014年マタニティハラスメント、2018年時間短縮ハラスメントなど、様々な類型が現れてきました。そして職場におけるハラスメントに対応するための法整備が進められています。

集まる集団の中でハラスメントは起こります。現在、日本聖公会の各教区でも対策が進められています。神様を求め、ともに過ごす教会でそのようなことが起こるわけがないと考える方もおられるかもしれませんが、そうしたい思い込みがハラスメントによる被害を見過ごすことになりかねません。ハラスメントと感ずるかどうかには個人差があり、各個人の人格を尊重するという立場からは、受けた方が不快である(つらい、意に反する)と感じた時点で、ハラスメントにあたるものとして対応していくことが望まれます。

まずは各個人の認識を見直すことが大切です。はからずも自分が加害を与える立場になることもあります。折に触れ、相手の人格や感情を大切に思い、尊重することができているかをご自分に問いかけてみてください。また被害を受けていると感じた時には、ただ我慢するのではなく周囲に相談をし、できれば相手に「やめてほしい」と伝えてください。ご自身を大切にしたいのです。そして、相談先の一つとしてハラスメント対策委員会の窓口の存在を覚えておいてください。秘密を守り、真摯に対応させていただきます。

些細な気持ちのすれ違いは、どんな時にも起こります。ただ、それがどちらか一方に偏った大きな傷つきとなることとがあつてはなりません。特別なことをする必要はありません。小さな違和感に気づき、互いを尊重する思いに立ち戻ることが何よりのハラスメント対策になると考えています。

(福井 貴子)